

## プログラムガイドライン (ASP 参加規則)

ここに、ASP 参加学生として守るべき規則として次の 9 項目を示します。皆さんは必ずこれらすべてを遵守し、有意義な学生生活を送ってください。

1. 春学期に履修する英語授業科目 6 科目に合格すること。
2. 夏学期以降、3 科目以上の ASP リベラルアーツ科目及びそれらと組み合わされているすべての Applied English の授業科目に合格すること。
3. 全ての授業に出席し、学習に積極的に参加すること。
4. 全ての“College Life Orientation”に出席し、主体的に活動すること。
5. 全ての“All-Student Meeting”に出席し、主体的に活動すること。
6. 全ての“Advising”クラスやミーティングに出席し、主体的に活動すること。
7. ASP 期間中に 3 回実施する TOEIC テストをすべて受けること (春、夏、秋学期に各 1 回)。その他に、選択受験として追加の TOEIC 試験が実施される場合もある。
8. International Peer Coach (IPC) とのミーティングや活動 (春学期)、また、寮でのミーティングや活動 (春、夏、秋学期) に参加すること。
9. ボランティア活動 (キャンパス内外) や他の学内イベントに積極的に参加すること。

### I. WU 正規学生としての必要条件

ASP 生はそれぞれの学期 (春、夏、秋) の間、ウィラメット大学(WU)の正規学生 (full-time student) として学習及び諸活動を行うことが必要です。そうでない場合は学生としてのアメリカ滞在要件を満たしていないものとして処罰の対象となり、米国国土安全保障省の学生滞在資格に影響します。

#### **(1) 正規学生 (full-time student) としての基準**

正規学生としての基準は、いずれの学期においても、ウィラメット大学の 3 単位分 (TIU 単位では 12 単位分) の単位を修得することです。

#### **(2) マリファナに関する規則**

F-1 ビザでアメリカへの留学が認められている外国人留学生は、連邦法の規則に従い、マリファナの使用及び所持が禁止されています。オレゴン州においても、アメリカ入国管理規則に従い留学生のマリファナ使用は違法行為とみなされています。オレゴン州の州法による規制が連邦法の規則と異なっている場合でも、連邦法の規則がオレゴン州で適用されます。アメリカ人学生の中には、留学生がどのように連邦法の規則の下にあることを知らずに、オレゴン州で認められている限りでのマリファナ使用を勧めることがあるかもしれません。しかし、ASP 学生は留学生としての責任において、留学生に適用される連邦法の規制内容を理解してはなりません。アメリカでは、マリファナを初めとするいかなる薬物の使用もしてはなりません。

#### **(3) 銃器の使用**

F-1 ビザでアメリカへの留学が認められている外国人留学生は、連邦法の規則に従い、銃器 (拳銃) の使用及び所持が禁止されています。留学生は、アメリカ国内のどのような場所においても、銃器に触れたり、手に構えたり、射撃をしたりすることはできません。射撃練習場においても銃の使用はい

かなる形であれ行なってはなりません。留学生に適用される法律を正しく理解し、責任ある行動をとって下さい。アメリカでは銃を使用してはいけません。

#### (4) ソーシャルメディアの利用

アメリカに入国すると、皆さんのソーシャルメディアが監視の対象となり、送受信するメッセージ、通話、eメールの内容などが調べられることとなります。ソーシャルメディアでマリファナや銃器の使用について書き込んだり、情報提供したり、それらの写真を掲げたりしたことが原因で、アメリカへの再入国が拒否されることもあり得ます。

### I. クラス分け

春学期のクラス分けは以下のスコアの総合点で決められます。

a. TOEIC (Test of English for International Communication)

b. エッセイテスト

注：プログラムへの参加人数により、学生は自分よりも TOEIC 点数の高い学生、あるいは低い学生と同じクラスになる場合もあります。どのクラスにおいてもそのクラスの学生全員に適したレベルで授業が行われます。

### II. 授業への出席と主体的参加

学力を向上させるためには、すべての授業に出席し、また、授業中のすべての活動に積極的に参加することが大変重要です。先生方は、学生が予習をしてから授業に出席し、宿題をすべて準備し、また、授業中に質問や発言をすることを前提として指導をします。学生は常に英語を話すように精一杯の努力をしなくてはなりません。先生方は授業科目の指導をしますが、それを学び、自分の物にするのは学生本人の責任です。

#### A. ASP の授業への出席に関する規則

##### 1. Tardiness = 遅刻の扱い

授業に時間通りに出席し、休憩時間が終わったら時間通りに授業に戻る。もしも遅れた場合は遅刻と記録される。授業時間の半分以上教室にいなかった場合、欠席と記録される。3回遅刻すると1回の欠席とみなされる。

##### 2. 欠席の扱い

欠席はその理由にかかわらず出席簿に記録される。予め欠席が分かっている場合は担当教員に前もって連絡すること。止むを得ない欠席の場合は、担当教員に何らかの方法で事前に届けるか、または事後的に報告すること。欠席が許可される唯一の例は、ウィラメット大学の正式なスポーツチームに参加している学生が試合のために欠席する場合のみである。その際にはウィラメット大学スポーツチームのガイドラインに従うこと。

##### 3. 医療的理由による欠席

感染症が疑われる場合は、他の学生や教員への感染を避けるため自分の部屋から出ないこと。他に症状が重い病気や大きな怪我の場合には、関係者に連絡し医師の診察を受けること。

##### 4. 欠席中の課題や宿題

- 宿題は定められた時間通りに提出しなければならない。小テスト、試験、ディスカッション、プレゼンテーション、プロジェクトなどの授業中の課題はすべて時間通りに準備・提出をしなければならない。
- もしも宿題提出のある授業に欠席する場合は、WISE、Google Docs、Eメール、オフィ

スのメールボックスなどを利用して宿題を定められた時間通りに提出すること。

- 授業に欠席した場合の宿題提出について、教員は欠席日より 2 日までは提出を待つこともあるが、減点の対象となる。
- もしも授業中の課題（採点の対象となるディスカッション、グループプレゼンテーション、筆記での課題、テストなど）がある時に欠席する場合は、欠席した学生がそれらの課題を再度受けられるかどうか決定するのは担当の教員である。これについては各教員によって異なった決まりを設ける場合がある。
- 欠席した次の授業の準備をするために、欠席中に出された課題について尋ね、それを済ませておくこと。

## B. ASP の授業への参加の基準

1. 毎日の授業では積極的に学習活動に参加すること。担当教員は学生の参加の度合いも成績評価の対象にする。
2. それぞれの担当教員が決めた条件や基準のすべてを守ること。
3. 学生がどれだけ学び、進歩するかは、授業内外でどれだけ積極的に参加・学習したかに直接関わることである。これはあなた次第です!!!

## C. ウィラメット大学の授業への出席の基準

1. 履修が認められた学生は授業に出席しなければならない。
2. 担当教員はそれぞれの出席の基準を設けているので、それに従うこと。
3. 出席状況が悪い場合は、その学生の学習成果に悪影響を及ぼし、その結果が成績評価にも反映される。

## III. 成績評価基準

- A. ASP とウィラメット大学での成績評価は次の基準に基づいて判定され、TIU の成績評価として利用される。

A = 4.0	B+ = 3.3	C+ = 2.3	D+ = 1.3
A- = 3.7	B = 3.0	C = 2.0	D = 1.0
	B- = 2.7	C- = 1.7	F = 0.0

学期中の成績は、次の基準で評価される：授業中の発表、宿題、小論文、読書課題、討論、リスニング、授業への参加、グループ又は個人でのプロジェクト、その他の課題、小テスト、試験。最終的な成績はアルファベットで表記される（AからFまで）。

## IV. 中間評価と学業面での警告

学期中、各学生には中間評価が教員より知らされます。中間評価としては、第一に学生の成績が授業の合格基準を満たしていない場合に、「警告」が出されます。第二に、授業への欠席率が 10%以上の場合にも「警告」が出されます。この場合の授業欠席率は、次の 2 つで判断されます。(1) 通常授業の欠席率、または (2) 教員とのアドバイジング・All Student Meeting・College Life Orientation の欠席が総合して 10%以上となった場合です。春学期中に基準以下となった学生の全員に対して中間評価が出され、各学生は自分の中間評価について、自分の担当教員およびアドバイザーと話し合いをもたなくてはなりません。

## V. 学業到達度についての規則

各学期の終わりに、Director of Academic Affairs が全学生の成績記録を審査します。学生が一定の基準を満たしていない場合には、その学生について次のどれかの処置がとられることとなります。

- (1) 警告(学業進捗状況に関して警告する)。
- (2) Academic Probation(学習状況審査期間)とする※1。
- (3) 成績不振により ASP での学業継続不可能とする。

この決定は、学生のアカデミックアドバイザーと学生が履修している授業の担当教員との協議によって決定されます。学業継続不可能の勧告が出された場合、TIUA リーダーシップチームは TIUA 学長に報告しなくてはなりません。

▶ 前述の決定基準は、以下の水準で定められた学業不振からなっています。

1. いずれかの学期中の GPA(成績評価点の平均)が 2.00 未満
2. 累積 GPA が 2.00 未満
3. 正規の学生として必要な履修単位数を修得しなかった場合
4. Director of Academic Affairs によって学生の学業への取り組みが非常に困難であると認められた場合。
5. いずれの授業科目であれ、欠席が 20%以上となった場合
6. Academic Advising/All-Student Meeting/College Life Orientation の欠席が総合して 20%以上となった場合

#### ※1 Academic Probation(学習状況審査期間)

学業面での成果が最低基準に達しなかった場合、学生は Academic Probation(学習状況審査期間：その学生の学習状況を観察し改善を促す期間)の対象となります。

その学生は：

1. ASP または大学の代表としての公式な活動停止。
2. ASP の学生リーダーシップ役員としての活動停止。
3. 基準以下の成績または出席状況が続いた場合は、学業継続不可能とみなし、退学処分の対象となる。
4. 2 学期間継続して Academic Probation となり、Probation となって 2 学期目の終わりまでに既定の基準に達しなかった場合には、プログラム終了時に修了証書 (Certificate of Participation) を受領することができない。

Academic Probation(学習状況審査期間)とされた学生は授業及び課外活動並びにその他の活動への参加についてアカデミックアドバイザー及び Director of Academic Affairs 並びに Director of Student Affairs に相談しなくてはなりません。

## 学習到達状況

ASP 参加学生は、毎学期の終了時点で良好な学習状況に到達するよう努めなくてはなりません。つまり、ASP 学生として、授業科目のすべてに合格し、優れた出席状況を維持しなくてはなりません。ASP 学生は、良好な学習到達状況を実現するとともに、TOEIC スコアを向上させ、次の学期にはより高いレベルのクラスに上がるよう努めなければなりません。

学習到達状況	到達度
良好	<p>学業成績として、GPA2.00 以上に達していること。</p> <p>学生の出席状況は、いずれも授業科目においても欠席が 10%を超えることにはならず、またアドバイジング・College Life Orientation・All Student Meeting を総合して欠席が 10%を超えることとしないようにしなければならない。</p>
警告 (Academic Warning)	<p>次のいずれか一つ及び二つ以上に該当する学生は、「警告」の対象となる。</p> <p>(1) 成績評価が C-以下、</p> <p>(2) いずれかの授業科目の欠席が 10%を超える、</p> <p>(3) アドバイジング・College Life Orientation・All Student Meeting を総合して欠席が 10%を超える。</p> <p>「警告」を受けた学生は、アカデミックアドバイザーと面談しなければならない。</p>
学習状況審査 (Academic Probation)	<p>次のいずれか一つ及び二つ以上に該当する学生は、「学習状況審査」の対象となる。</p> <p>(1) 成績評価が GPA2.00 未満、</p> <p>(2) いずれかの授業科目の欠席が 20%を超える、</p> <p>(3) アドバイジング・College Life Orientation・All Student Meeting を総合して欠席が 20%を超える。</p> <p>「学習状況審査」の対象となった学生は、Director of Academic Affairs および Director of Student Affairs と面談しなければならない。</p> <p>この対象となった学生は、以下の取り扱いを受ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ASP または大学の代表としての公式な活動停止。</li> <li>ASP の学生リーダーシップ役員としての活動停止。</li> <li>ASP 修了証を受領できないことがある。</li> </ol>
退学 (Dismissal)	<p>続けて 2 学期にわたり「学習状況審査」の対象となった学生は、「退学」の勧告を受けることがある。</p>

### VIII. 学生による苦情申し立てに関する方針

学生は、下記について苦情申し立てを行うことができますが、この方針は行動規範の違反については適用されるものではなく、行動規範を適用除外とするための異議申立や手順ではありません。セクシャルハラスメントや性的攻撃の場合は、それに該当する規程・手続規則を参照してください。

1. 教職員に自分の権利を侵害されたと考える学生は、その苦情について当該教職員と十分に話し合う責務を負っています。アカデミックプログラムやキャンパスライフプログラムによって自分の権利を侵害されたと考える学生は、その苦情について、該当する **Director(学業面以外のことであれば、Director of Student Affairs、学業面のことであれば、Director of Academic Affairs)**と直接話し合ってください。
2. その件に関与している学生と教職員の間で話し合いが付かない場合は、学生はその教職員の直接の上司と話し合ってください。最初のミーティングの後、その教職員、該当する上司、そして学生が合意した場合は、これらの関係者全員でミーティングをもつこともあります。
3. もしも、上記1と2の手順で学生が満足しない場合、学業面以外のことであれば **Director of Student Affairs** に、学業面のことであれば **Director of Academic Affairs** に、学生は文書で苦情を申し立ててください。いずれの場合においても、該当する **Director** は **TIUA** リーダーシップに連絡し、共に状況を審査します。
4. 学生からの苦情申し立て書を受け取ってから実働5日(授業日)以内に、関与した教職員は **TIUA** リーダーシップチーム(**Director of Academic Affairs、Director of Student Affairs、Director of Administration**)に文書での回答書を提出することになります。回答書のコピーは学生の苦情を受け取った全員に渡されます。
5. リーダーシップチームは、この回答書を受け取った時点でミーティングをもちます。苦情とそれへの回答書を読み、検討した後、リーダーシップチームは関与した教職員または学生に面談を要請することもできます。リーダーシップチームは最初の苦情とそれへの回答書を読み、検討した後には勧告とその理由を文書(「苦情申し立て対応報告」)にします。その文書のコピーは関与した学生、教職員、そして該当する上司に配布されます。
6. 関与した学生と教職員は、勧告を受け取ってから実働5日(授業日)以内に、結果についての異議申し立て文書をリーダーシップチームに提出することができます。異議申し立て文書は下記の基準のうちの一つに基づいたものでなければなりません。1) 重大な手順の瑕疵・誤り等があった場合、または2) 相当な注意を払っても先に見出されなかった情報が新たに見出された場合。異議申し立て文書を受け取った後、リーダーシップチームが再審査し、勧告を出します。
7. 全ての記録は機密文書として処理され、学生の永久的な記録には残りません。

### IX. 成績表

プログラム終了時にウィラメット大学から正式な成績表が学生に送付され、その写しが **TIU** 宛に通知されます。学生の側で追加の成績表が必要な場合は、ウィラメット大学 **Registrar** のウェブサイト申請し、所用の費用を払えば入手することができます。

### X. アカデミックアドバイス

それぞれの学生にはアカデミックアドバイザーが年度を通じて配置されます。学生は定期的なアドバイザーと会い、学業の進捗状況を確認、いかに **ASP** とウィラメット大学での教育的経験を生かすことができるかについて話し合います。

アカデミックアドバイザーは必要に応じて、**Director of Academic Affairs、Associate Director of Residence Life and Wellness Services、Director of Student Affairs** と相談を行います。